第二条　削除

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の六の二第一項第二号中「第五十二条の二」を「第五十二条」に改める。

第十七条の六の四第一項第一号及び第十七条の八の二中「第五十二条」を「第五十一条」に改める。

第二十五条第十二項中「国家公務員共済組合法第八十一条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第八条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第八十一条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

第九条の二第六十三号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第九条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第五号中「第八十二条第二項、第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十九条第二項」を「第八十三条第一項、第二項及び第四項、第八十五条第二項並びに第八十九条第一項」に改め、同条第八項中「負担金」の下に「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の保険料」を加える。

（消費税法施行令の一部改正）

第十条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「第九条の三第一項第六号（連合会の積立金等の運用）」を「第九条の三第一項第四号（厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用）」に、「契約」を「契約（同条第二項第一号（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）第百四十五条（国の組合の経過的長期給付積立金等の管理及び運用）において準用する場合を含む。）の規定に基づき締結される生命保険に係る契約を含む。）」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項又は同条第十三項」を「第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項」に、「第四十二条第一項」を「第四十条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「とあるのは、「第九十九条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」を「とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「第四十条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第四十条第一項」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（法科大学院に派遣された検察官等に関する厚生年金保険法による保険料の額）

第三条の二　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二第二項第三号の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　法科大学院設置者　当該検察官等である第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第四項の規定により算定した額とその月に全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、法科大学院設置者が当該検察官等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該法科大学院設置者が当該検察官等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該検察官等である第二号厚生年金被保険者に係る全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める額を控除した額

第八条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」に改め、「第三条第一項」の下に「及び第三条の二」を加え、同条第五項中「及び」を「並びに」に改め、「同条第一項の規定」の下に「及び第三条の二の規定」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項第五号中「第八十二条第二項、第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第八十九条第二項」を「第八十三条第一項、第二項及び第四項、第八十五条第二項並びに第八十九条第一項」に改め、同条第八項中「負担金」の下に「及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の保険料」を加える。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び次条」を「から第三条まで」に、「第九十九条第二項（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」を「第九十九条第二項第三号」に、「第四十二条第二項、第五項、第七項、第九項若しくは第十一項又は同条第十三項」を「第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項」に、「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）

第二条の二　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二第二項第五号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　組織委員会　当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣職員に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣職員に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二　国　当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第三条の表第十三条第一項第一号の項中「第十三条第一項第一号」を「第二十五条の四第一項第一号」に改め、同表第十三条第二項の項中「第十三条第二項」を「第二十五条の四第二項」に改める。